経済産業省

20150129 商局第 1 号 平成 2 7年 2 月 5 日

一般社団法人日本クレジット協会 会長 大森 一廣 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官

寺澤



クレジットカード取引に関する消費者教育及び情報提供等の充実について

平成26年8月26日付けで消費者委員会が行った「クレジットカード取引に関する消費者問題についての建議」において、当省に対してクレジットカード取引に関する消費者教育及び情報提供等の充実に係る措置の実施が求められるとともに、「日本再興戦略改訂2014」に基づき、平成26年12月26日に決定・公表された「キャッシュレス化に向けた方策」(内閣官房、金融庁、消費者庁、経済産業省、国土交通省、観光庁)においても、消費者教育の充実によるキャッシュレス決済の適切な使い方に関する理解の増進について、貴協会の取組について引き続き継続・発展させることが期待されています。

つきましては、上記の政府の方針等を踏まえて、下記の点について貴協会会員各社に周知するとともに、貴協会におきましても、より一層の消費者教育及び情報提供を実施することを要請いたします。

記

- 1. 一般社団法人日本クレジット協会は、クレジットカードの利用に関する知識について、 消費者教育及び消費者への情報提供をより分かりやすい内容・手段を用いて積極的に実 施すること。
- 2. クレジットカード発行会社は、クレジットカード会員から苦情を受け付けた時は、当該苦情の原因の究明及び苦情の処理のために必要な事項の調査等を迅速に行い、調査の結果をもとに必要な措置を講じること。
- 3. クレジットカード発行会社は、クレジットカード会員に対して、クレジットカード取引及びその支払いの仕組みやクレジットカード利用におけるリスク等について、様々な機会を捉えて分かりやすくかつ丁寧な情報提供を行うように努めること。